

ワイズメンズクラブ国際協会 紛争解決手順

1. 名称、範囲

ワイズメンズクラブ国際協会（以下、YMI）における紛争を解決するための手順は、紛争解決手順と呼ばれる。

この手順は、YMI の全体、すなわち加盟クラブとクラブメンバーに適用される。

この手順は、国際議会での承認後に発効される。

2. 用語の定義（本手順においての用語の定義は、以下のとおりである。）

紛争：YMI のどのレベルにおいても、その目的、目標、ミッションステートメント、国際憲法に違反して発生するあらゆる紛争、違法行為、不誠実な行為は、本解決手順の目的上、紛争として扱われるものとする。

苦情：本手順に基づく苦情は、正式に署名された書面で、以下に記載された所定の機関（フォーラム）に苦情者が提出するものとする。苦情は、所定のフォーラム以外の他のフォーラムに提出してはならない。

苦情提出者：YMI の「グッドスタンディング」のクラブまたは「グッドスタンディング」のクラブの会員は、書面による苦情を提出することができる。

しかし、解決のための所定のフォーラムにのみ提出することができ、直接、国際協会に提出することはできない。

3. 解決のための機関

上記のような苦情は、以下に述べる階層的なフォーラムの順序に従って、解決のために提出されるものとする。

- (1) クラブレベルの紛争についてはクラブフォーラム
- (2) 部レベルの紛争については、部フォーラム
- (3) 区レベルの紛争については区フォーラム
- (4) 地域レベルの紛争については地域フォーラム

上記各フォーラムのトロイカが紛争を解決できない場合は、適切なヒアリングの後、次の上位フォーラムのトロイカに委ねるものとする。

紛争が解決されず、地域会長トロイカによって国際協会に解決が委ねられた場合、国際執行役員（IEO）が決定を行い、その決定は、決定的かつ最終的なものであり、紛争当事者が他のフォーラムに異議を唱えることはできない。IEO および国際指名委員会は、地域会長トロイカの勧告に従う権利を常に有するものとする。

4. 裁定者

- (1) 上記の各フォーラムにおける紛争解決のための裁定者は、これらのフォーラムにおける「トロイカ」とする。
- (2) 国際フォーラムにおける裁定者は、国際執行役員とする。
- (3) YMI のいずれかの区内の2つ以上の部の間での紛争の場合、救済のために苦情を提出するフォーラムは区であり、紛争を起こしている部が存在する区のトロイカが解決のために、順序に従ってすべての紛争の裁定を行い、解決できない場合は、次の上位のフォーラムに進むものとする。

トロイカ：「トロイカ」とは、クラブ、部、区、地域の現職、次期、直前の会長、部長、理事を意味する。

5. 裁定手続き

- (1) 苦情は、その発生から 60 日以内に所定のフォーラムに書面で提出しなければならない。この定められた期間を過ぎて提出されたものは、時効とみなされ、解決のために受理されることはない。ただし、訴状の本文にその理由を記載し、トロイカが正式に署名した場合、特別な事情があれば訴状を受理することができる。
- (2) あらゆる紛争における適切な関係者は、公正な裁定のために、紛争に関わるすべての問題について聴取される機会を与えられるものとする。
- (3) 裁定の日々の経過は、各審問日に当事者の立会いのもと、当事者および裁定者が正式に署名の上、訴状本体に記録されなければならない。そのように行われなかった裁定は、無効である。
- (4) 紛争の当事者は、苦情を処理する関係フォーラムに事前に通知した上で、裁定者の立会いのもと、経過記録および関連文書を閲覧することができるものとする。
- (5) 本手続において、所定のフォーラム以外のフォーラムに苦情が申し立てられた場合、申し立てられた苦情を適切に処理するために、適切なフォーラムに送り返されなければならない。

6. 苦情の処理

- (1) 苦情の最終的な処理は、当該フォーラムに苦情が申し立てられてから 60 日以内に、裁定を交付して行われるものとする。裁定文のコピーは、紛争の関係者に正式に送達され、伝達されるものとする。
- (2) 本手続に基づく紛争解決のためのフォーラムの「トロイカ」が、その決定において全会一致ではない場合には、トロイカの過半

数の決定が優先され、紛争解決のために、紛争当事者を拘束するものとする。

7. 控 訴

上記のフォーラムでトロイカが下した裁定に不満を感じた紛争当事者は、その解決のために次の上位のフォーラムに訴えることができる。紛争がワイズメンズクラブ国際協会の最上位のフォーラムである IEO に委ねられた場合、IEO によって下された評決は最終的かつ決定的なものであり、上訴当事者を拘束するものとする。それ以上の不服申し立てはできないものとする。

8. 遵 守

最終的な裁定が下されるまで本手順に従わない場合または手順はが尽きる前に国内法廷に救済を求める場合は、国際憲法のガイドライン 308 にある、役職からの除外手続きが行われる。

2016 年改定